

消費者庁における事故防止に向けた取組

令和8年1月14日(水)

令和7年度消費者事故防止合同研修会
消費者庁消費者安全課

事故情報の集約・活用

1

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

関係省庁・地方公共団体等

消費生活相談窓口
(国民生活センター
消費生活センター等)

消費者安全法に基づく通知

消費者事故等の通知
5,471件※1

PIO-NET情報
(全国消費生活情報
ネットワークシステム)
14009件※1

事業者

消費生活用製品安全法
に基づく報告

重大製品
事故の報告
(消費生活用製品※2)
1295件※1

事故情報データ
バンク参画機関

医療機関ネット
ワーク参画機関

個別法によらない任意の情報提供

事故情報
の提供
6,082件※1

事故情報
の提供

※1 2024年度登録件数。

※2 消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く製品。

消費者庁(事故情報を一元的に集約し、分析)

累積件数: 402,214件、2024年度登録件数: 28,634件

(※医療機関ネットワーク参画機関からの情報提供除く)

消費者安全調査委員会
(生命身体事故等の原因を調査)

事故情報のWeb掲載等

・定期公表・各省との共有
・事故情報データバンク

閲覧

注意喚起情報の公表等

記者発表

周知依頼

対応要請
周知依頼等

マスメディア

地方公共団体

事業者団体/
会員企業

調査の申出

報告書等の
公表

SNS・メールマガジン
「みんなの消費安全ナビ」

消費者

事故情報データベース

○消費者庁に集約された事故情報を公表するデータベース

消費者庁、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、製品評価技術基盤機構（nite）、日本司法支援センター（法テラス）、日本スポーツ振興センター、国民生活センター、全国の消費生活センター、日本中毒情報センターの情報を登録

⇒ 報道関係者、研究者、地方公共団体、事業者、消費者等の様々な主体により、事故防止に活用される

概要

○平成21年度（2009年度）以降の製品、食品、サービス等による事故情報を登録

⇒ 約40万件の事故情報を検索可能
（令和7年3月時点）

○掲載内容は、事故発生日、発生場所、事故状況等の事故の概要

⇒ 当該事故が製品等に起因していることが判明している場合は事業者名、商品名も閲覧可能

○消費者庁と国民生活センターが連携して運用

URL：https://www.jikojoho.caa.go.jp/

サイト画面

事故情報データベースシステム

生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」を公開しています

[トップ](#)
[操作方法](#)
[よくある質問](#)
[利用上の注意](#)
[お問い合わせ](#)
[リンク集](#)
[文字を標準に戻す](#)
[文字を大きくする](#)


事故情報を閲覧する

過去の登録事故情報データベースから、検索・閲覧が可能です。

複数の単語をスペース区切りで指定できます。何も入力せずに検索すると、全ての事故情報を検索します。

登録件数（H21年9月～）

399,408件

検索する

詳しい条件で検索する



事故情報データベースからのお知らせ

■ 現在、お知らせはありません。



注目事故情報リスト

- ▶ リチウム電池内蔵充電器の事故
- ▶ 高齢者の事故
- ▶ 自転車の事故
- ▶ こども（10歳未満）の事故



関係機関からの注目情報・お知らせ

- ▶ 自転車用ヘルメットの安全性を示すマークについて ― 消費者庁が自転車用ヘルメットを標ぼうする商品に関する措置命令を実施 ―（消費者庁）
- ▶ リチウムイオン電池使用製品のトリセツ ― 暖をとる製品にもリチウムイオン電池が使われています ―（消費者庁）
- ▶ 「除雪機の事故」を招く5つのNG行動～安全機能の無効化は絶対やめて～（消費者庁・経済産業省・製品評価技術基盤機構）
- ▶ 海外事業者の鉄サブリメントの長期使用により鉄過剰症を発症（国民生活センター）

【事例1】トランポリンパークでの事故に関する消費者安全法第38条に基づく 注意喚起（令和4年9月20日）

【公表資料】



News Release

令和4年9月20日

特定のトランポリンパーク¹を中心に事故が続いています！

— 施設から注意をされなくても、宙返り等の危険な行為は止めましょう —
(消費者安全法第38条第1項に基づく注意喚起)

消費者庁では、令和2年12月以降、トランポリンパークでの事故について注意喚起を行ってまいりましたが、その後も、特定のトランポリンパークを中心に事故が発生しているため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項に基づき、注意を呼び掛けます。

トランポリンパークでは、体を動かして跳躍する楽しさから夢中になりがちですが、注意事項を守って正しく利用しないと、落下や転倒、衝突により骨折や神経損傷等の重大な事故につながるおそれがあります。

①遊ぶ時に注意すること

☑ 遊戯施設の利用規約や禁止事項をよく確認し、正しく使用しましょう。

以下の注意事項は、その施設で禁止事項とされていないとしても、自身の安全を確保するため、必ず守りましょう。

- ☑ トランポリンを利用する際は、いきなり高く跳ぶことや、宙返りなどの危険な行為はやめましょう。
- ☑ 公式競技にも使用されるような、高く跳躍できるトランポリンを使用する際は、危険性を理解した上で、無理のない範囲で使用しましょう。
- ☑ 1つのトランポリンは1人ずつ使用しましょう。

②施設を選ぶときに注意すること

☑ 監視員が配置され、十分に監視をしているか確認しましょう。

¹ 本公表においては、大規模で複数のトランポリンが設置されている遊戯施設を「トランポリンパーク」としています。

なお、消費者庁が、令和2年12月から令和4年8月31日までの間に消費者安全法に基づく通知²を受けて公表したトランポリンパークを利用中の事故22件のうち、約6割（14件）が、「てんとう虫パークBIGSTAGE河内長野店」（所在地：大阪府河内長野市原町四丁目2番3号）において発生したものでした。

消費者庁が同店で事故に遭った利用者に関き取り調査を行ったところ、調査対象者の事故は、トランポリンや体操の経験のない利用者が宙返り等の危険な行為をしたことによるものや、競技用トランポリンで高く跳躍した際に空中でバランスを失ったことによるもの、1つのトランポリンで同時に複数人が跳躍したために予想した以上に高く跳躍することによって空中でバランスを失ったものなど、前述の注意事項に関連するものでした。同時に、宙返り等の危険性についての同店での説明は利用者にとって印象に残るものではなく、また、宙返り等の危険な行為をしても店舗側から止めようという注意はなされず、利用者は、事実上、制約なく宙返り等の危険な行為を行っていたことが窺われました。

同店は、消費者庁に対し、許可なく宙返りをすることを禁止し、係員による監視をしていると説明していますが、同店の事故件数や利用者からの聞き取り内容を踏まえると、実際には、禁止事項についての説明や、利用状況の監視等の事故防止の取組が、不十分であることが窺われました。

施設側が監視や注意をしていなかったとしても、自分の技量を過信して宙返り等の危険な行為をしないようにして下さい。

1 事故の件数

消費者庁が、令和2年12月の注意喚起から令和4年8月31日までの間に、消費者安全法に基づく通知を受けて公表したトランポリンパークを利用中の事故は22件です。

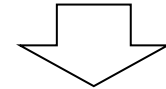
このうち14件が「てんとう虫パークBIGSTAGE 河内長野店」を利用中に発生したものです。

2 事故の事例と問題点

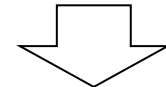
消費者庁では、令和2年12月の注意喚起において、1つのトランポリンを複数人が同時に利用して利用者同士が衝突した事例や、前方宙返りの着地の際に右膝が右目のまぶたに当たり、眼球のくぼみ部分を骨折した事例などを御紹介しました。

² 通知件数には、みなし通知（消費者事故等の情報がPFD-NETに入力された場合等）の件数が含まれています（消費者安全法第12条4項、同法施行規則第9条6項）。

- ・ 令和2（2020）年12月9日
消費者庁が国民生活センターと連名で注意喚起を実施。
- ・ 令和4（2022）年4月26日
消費者庁が注意喚起を実施。



令和2年の注意喚起から令和4年8月31日の間で事故情報データベースへの登録件数22件のうち、14件がてんとう虫パークBIGSTAGE 河内長野店で発生した事故。



- ・ 令和4（2022）年9月20日
消費者庁が消費者安全法第38条第1項に基づく注意喚起を実施。

【事例2】 棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に関する注意喚起（令和5年9月21日）

葬儀の際、遺体の補正目的で棺（ひつぎ）内に置かれていたドライアイスによる二酸化炭素中毒が疑われる死亡事故が消費者庁に寄せられた。



棺内にドライアイスを設置した際の二酸化炭素の推移について、国民生活センターで調査を実施。事事故事例・調査結果等を踏まえ、国民生活センターと連名で注意喚起を実施した。

棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意

ドライアイスは、食品の保冷輸送など様々な場面で利用されている消費者に身近な冷却剤です。氷よりも温度が低く、溶けやすいため食品等が濡れることがないため便利ではあるものの、取扱いによっては事故につながるおそれがあります。

消費者庁には、葬儀の際、ご遺体の保冷目的で棺（ひつぎ）内に置かれていたドライアイスによる二酸化炭素中毒が疑われる死亡事故の情報が寄せられていることから、今般、葬儀で棺に接する際に注意してほしいポイントを、棺内の二酸化炭素濃度等の測定結果を踏まえてご紹介します。



棺内を覗き込む様子(事故時のイメージ)

棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意



【事例3】 リチウムイオン電池使用製品の取扱いに関する注意喚起（令和6年12月5日）

【事例4】 リチウムイオン電池使用製品の使用及び廃棄に関する注意喚起（令和7年10月2日）

リチウムイオン電池使用製品の火災事故が頻発している事を受け、消防庁、経済産業省、環境省と連名でリチウムイオン電池使用製品の取扱いに関する注意喚起を実施。



消費者が身に着ける、持ち歩く製品(ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ等) に焦点を当て、
○リチウムイオン電池は熱や衝撃に弱いといった性質があること
○リチウムイオン電池使用製品を廃棄する際の注意ポイント
などを紹介した。

注意喚起のツール

消費者や事業者等に幅広く周知するため、消費者庁ウェブサイトのほか、SNS、メールマガジンといったツールを活用

X (旧Twitter)

○消費者庁X (旧Twitter) (@caa_shohishacho)



消費者庁

@caa_shohishacho フォローされています

消費者庁の公式アカウントです。更新情報、注意喚起等の配信を行っています。
ソーシャルメディア運用方針: caa.go.jp/socialmedia_gu...

📍 東京都千代田区霞が関 caa.go.jp
📅 2011年1月からTwitterを利用しています

12 フォロー中 30.9万 フォロワー

消費者庁 @caa_shohishacho · 2024年12月5日
【リチウムイオン電池使用製品のトリエツ】
#リチウムイオン電池 は身近な製品に使われていますが、取扱いを誤ると火災事故にも。
電熱ウェア等のバッテリー、充電式カイロなどでも事故が発生しています。
これからの寒い時期、取扱いに注意して！
注意点は→
caa.go.jp/policies/police...
#BatterySafety



👁 4 🔄 129 ❤️ 179 📊 2.5万 📌 1

○消費者庁 みんなの消費安全ナビX (旧 Twitter) (@caa_kodomo)



消費者庁 みんなの消費安全ナビ

@caa_kodomo

消費者庁の公式アカウントです。事故防止に関する情報を配信しています。

📍 東京都千代田区霞が関 caa.go.jp/policies/police...
📅 2017年4月からXを利用しています

0 フォロー中 2.3万 フォロワー

消費者庁 みんなの消... @caa_k... · 2月12日 プロモーションする

【お風呂での事故】
寒い季節の温かいお風呂。楽しい時間ですが子どもが溺れる事故も。
○浴室への入室は大人から、退室はこどもから
○大人の洗髪時はこどもを浴槽から出して
○小さなこどもだけで入浴させない
などで事故防止！
★溺水以外の事故も起きています。詳しくは
caa.go.jp/policies/police...



メールマガジン

○みんなの消費安全ナビ from 消費者庁

※ 事故防止を中心に、安全な消費生活に役立つ情報を定期的にお届けしている。

Vol.661 エスカレーターでの転倒・転落事故に注意！



駅や商業施設など日常生活空間に多く設置されている移動に便利なエスカレーターですが、エスカレーターでの転倒・転落事故の情報が消費者庁に寄せられています。そこで、事故事例とともに、安全なエスカレーターの利用についてご紹介します。

事故事例

- ・「下りエスカレーターで人を追い抜こうとした際に足をふみはずして転落した。」(2歳)(※1)
- ・「エスカレーターにリュックサックの紐が引っかかり転倒した。」(5歳)(※1)
- ・「商業施設のエスカレーターを利用した直後に非常停止し、バランスを崩し転倒して手足をけがした。」(60歳代)(※2)

- 関係機関や地方公共団体、事業者等が情報発信しているリコール(回収・無償修理等)情報を集約し、消費者に情報提供するため、平成24(2012)年4月より運用を開始。
- 関係機関には、国土交通省(自動車)、厚生労働省(医薬品、化粧品、食品衛生等)、経済産業省(家電製品、住居品等)、消費者庁(食品表示)、医薬品医療機器総合機構【PMDA】(医薬品等)、製品評価技術基盤機構【NITE】(製品)などがある。
- 事業者からの掲載依頼にも対応。

○リコール情報検索
製品カテゴリー、あるいはキーワードによるリコール情報が検索可能

○重要なお知らせ
重大製品事故(死亡、30日以上の治療を要する傷病、一酸化炭素中毒、火災等)等が発生しているリコール製品のうち、最新のものから8件表示

○新規登録情報
新たに登録されたリコール情報を表示

回収・無償修理等情報をお届けします！

このサイトについて プライバシーポリシーについて

文字サイズの変更 小 中 大

消費者庁 リコール情報サイト

ホーム 重要なお知らせ 新規登録情報 高齢者向け こども向け メールサービス

すべてのカテゴリー ▼ キーワードを入力してください 🔍 検索 検索方法について

重要なお知らせ 一覧を見る

Dynabook「ACアダプター(ノートパソコン用)」-交換
介護ベッド用手すり「給湯機、石油給湯機 付きふろがま」-修理
TOTOほか「石油小型 松下電器産業「キッチンユニット用電気 こんろ」-修理

新規登録情報 一覧を見る

2024/02/29 食料品 セレサ川崎農業協同組合「サニータス」-返金/回収
2024/02/29 車両・乗り物 乗用車(三菱 MINICAB-MiEV) -修理
2024/02/29 食料品 ビーライン「しょうが酢漬(薄切り)」-返金/回収
2024/02/29 食料品 紀文食品「いか巻」-返金/回収
2024/02/29 食料品 村田屋「バウムサンド(8種)」-返金/回収
2024/02/29 食料品 マルエツ(四季の森フォレオ店)「すじご醤油漬(紅さけ)」-返金/回収
2024/02/29 保健衛生品 ジャパン・オーガニック「ドゥーオーガニック クレンジングミルク」-回収
2024/02/28 食料品 セレサ川崎農業協同組合「シュンギク(サラダ)」-返金/回収

リコール関連ニュースリリース

2024/02/22 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気こんろ) ⑥
2024/02/20 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(石油給湯機付ふろがま) ⑥
2024/02/14 消費生活用製品の重大製品事故:介護ベッド用手すりについての注意喚起 ⑥
2024/02/02 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車) ⑥
2021/12/17 (注意喚起) 本年10月29日にご案内した有限会社すみとも商店、ロフ・ジャパン有限会社のコードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて掃除機運転による放電を御願います ⑥

関連リンク

◆食品衛生申請等システム ⑥
改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品等事業者が行う食品等の自主回収(リコール)に関する情報を一元的に食品衛生申請等システムで確認可能

○リコールメールサービス
日々更新されるリコール情報をメール配信
全体版のほか、「高齢者向け」「こども向け」を配信

○対象別ページ
高齢者向け・こども向け用品(こども向け用品及び食品のアレルギー物質の表示欠落に関する情報)に関するリコール情報を別途集約

○関連情報
リコール関連のニュースリリースや、製品安全に関する相談先、海外のリコール情報などを表示

製品安全誓約（日本国）の全体概要について

7

- 製品安全誓約（日本国）は、①OECDの推奨「製品安全誓約の声明」、②オンラインマーケットプレイス（OM）における、BtoCやCtoC（物販）の市場規模が増加する一方、重大製品事故の割合も増加傾向という内外の環境変化を踏まえた対応。消費者庁を始めとする消費者向け製品の規制当局と署名OM運営事業者による**製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」**であり、**重要業績評価指標（KPI）も算出**。
- 署名OM運営事業者は、自主的又は規制当局からの要請に応じた**リコール製品や安全ではない製品の出品削除を始め、全12項目の実施を宣言**。
- 署名OM運営事業者は、**リコール製品等の再出品を防止する仕組みの構築・維持等**、規制当局は、**販売者向けの説明資料の提供等**を実施。
- 署名OM運営事業者の規律は、①統一的な規律（例：出品削除は2営業日以内に実施）、②OMの規模・特性を踏まえた自律的な規律の両輪。

製品安全誓約（日本国）の特色

（1.署名による、毎年度の履行確認）

重要業績評価指標（KPI）による毎年度フォローアップによる品質管理

（2.これまでの取組の拡大・充実）

販売者・出品者に対する教育資料の提供

リコール製品や安全ではない製品の広い範囲で網羅的な出品削除

リコール製品等の再出品や悪質販売者への措置を含めた体制整備

（3.日本独自の取組）

KPIに消費者対応に係る「実際に取り組んだ業務フロー」等を追加

規制当局と連携した消費者庁による出品削除の状況分析

出品削除要請による出品削除の速報を消費者庁ウェブサイトに掲載

○製品安全誓約（日本国）の取組に参加している規制当局

※2025年4月18日現在

省庁名	所管法令
消費者庁	消費生活用製品安全法
総務省消防庁	消防法
厚生労働省	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 麻薬及び向精神薬取締法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
経済産業省	消費生活用製品安全法 電気用品安全法 ガス事業法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 高圧ガス保安法
国土交通省	道路運送車両法

○製品安全誓約（日本国）に署名したOM運営事業者

※2025年4月18日現在

署名日	OM運営事業者	運営しているOM
2023年 6月29日	アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
	eBay Japan合同会社	Qoo10
	auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
	株式会社メルカリ	メルカリ（CtoC） メルカリShops
	株式会社モバオク	モバオク（CtoC）
	LINEヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング Yahoo!オークション（CtoC） Yahoo!フリマ（CtoC） LINEギフト
2024年 9月20日	楽天グループ株式会社	楽天市場 楽天ラクマ（CtoC）
	三井不動産株式会社	Mitsui Shopping Park &mall 三井アウトレットパークオンライン

※署名日が同一であれば50音順

※BtoCに限らず、CtoCも行っているOMと、CtoCのみ行っているOMは、（CtoC）と記載

➤ **製品安全誓約（日本国）（本文）は、全12項目で構成。**

- このほか、OM運営事業者が誓約の内容を理解する際の参照資料となる「事業者向けガイダンス」や、消費者向け製品を所管する規制当局による「担当者向け手引き」（安全ではない製品等に関する考え方、具体的な取組内容等を取りまとめたもの）を作成しており、官民協働で製品安全誓約（日本国）を実施。

○製品安全誓約（日本国）

1. **規制当局等のウェブサイトから**、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局からリコール製品や安全ではない製品に関連する情報の通知又は出品削除要請ができるよう、**専用の窓口**を提供する。
3. **規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内**に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、**実施した措置とその結果を通知**する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。
5. 規制当局からの情報提供の要請に係る対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための内部管理体制を構築・維持する。
6. **誓約の署名者に対して**、リコール製品や安全ではない製品が出品されていることを消費者が直接通知できる手段を提供する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、**5営業日以内に適切な対応**を行う。
7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、**規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有**するなど、**法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供**する。
8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する**各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供**する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品や安全ではない製品の販売を阻止又は制限するための制度を構築・維持する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどをする**悪質な販売者に対して、適切な措置**を講ずる。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を講ずる。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出や出品削除の水準を向上させるための**新技術やイノベーションの活用を積極的に検討**する。